

令和6年度第1回長浜市しょうがい福祉推進協議会 会議録

日 時	令和6年10月30日（水）13:00～15:00
場 所	長浜市役所本庁舎3階 3-B コミュニティルーム
出席者	<p>出席：中村委員、林委員、雑賀委員、中辻委員、佐野委員、喜多委員、増田委員、高木委員（計8名）</p> <p>欠席：山崎委員、北川委員、太田委員、下川委員（計4名）</p> <p>傍聴者：なし</p> <p>事務局：長浜市健康福祉部 森部長、山口次長 長浜市しょうがい福祉課 小寄、真壁、富永、細川、片山、花澤 発達支援センター 松山、川越、中川</p>
<p>1. 開会あいさつ（健康福祉部 森部長） *配布資料の確認</p> <p>2. 自己紹介 *座長・副座長の選任 ⇒ 座長は中村委員、副座長は山崎委員</p> <p>3. 議事</p> <p>座長：それでは、議事に入っていきたいと思います。会議の終了時刻は15時を目途としておりますので、スムーズな会議の進行にご協力をお願いします。まず、「会議の公開について」、これまで通り、今回も公開とさせていただきますが、異議ありませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">～異議なし～</p> <p>座長：異議なしと認めます。本会議については、公開とさせていただきます。（傍聴希望者なし）議事に入ります前に本協議会の意義・目的等について、改めて事務局からご説明いただきたいと思います。事務局、よろしくをお願いします。</p> <p>事務局：説明 《内容省略》</p> <p>座長：ありがとうございました。皆様からご意見、ご質問等はありませんでしょうか。質疑等なければ議事に入りたいと思います。 それでは、議事に入りたいと思います。お手元の次第をご覧ください。（1）地域生活の支援「あんしん」～しょうがい者虐待防止及びしょうがい者差別解消支援について～、事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（1）地域生活の支援「あんしん」～しょうがい者虐待防止及びしょうがい者差別解消支援について～</p> <p>事務局：しょうがい者虐待防止について、資料をもとに説明 《内容省略》</p>	

座長：ありがとうございました。今の説明について何か委員の皆様からご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

委員：資料1-①について、市と自立支援協議会の取組状況の報告があったかと思う。滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に関して、県下で地域アドボケーター（滋賀県地域相談支援員）が26名配置されており、そのうち湖北地域に4名いる。社協のよろず相談とも協力している。アドボケーターを任用しているのは滋賀県だけで画期的なことである。アドボケーターとして相談を受けた実例として、グレーチングに車椅子の小さい車輪がはまってしまった、スロープが使いにくいという相談があった。また、車椅子の利用者を断られている入浴施設がある。

座長：資料1-①が虐待防止と差別解消の内容が混在しているので、差別解消の案件は後ほど説明があるため、その中で議論できれば良いかと思えます。
他に何かご意見、ご質問等はございますか。ちなみにケースの義父は何歳なのか。

事務局：80代の方で嫁は家事をするものという昔ながらの考えを持っておられます。これまでは義母が家事をされていたが、身体が弱ってこられたため、本人が代わって家事を行っていたが上手くできないことに対して、義父は不満を持って鍋を押し当てるなどの虐待をおこなった。障害福祉サービスを使いながら、本人の負担軽減を図っていくこととなります。

座長：義父の年齢的なところから、考え方を変えることは難しいという課題があると思われる。ケース事例でなくても構いませんので、ご意見やご質問等がありますか。

委員：ケース事例のお子さん3人の年齢はいくつくらいなのかなと思い聞いていました。

事務局：お子さん3人は未成年で、軽度の知的しょうがいがあります。育児もしながら、義父から求められる家事をしなければならぬ状況の中、本人自身は精神しょうがいにより上手く家事ができないこともあり、その際に義父からの虐待が起きたという背景があったのではないかと思います。

委員：昔ながらの地域の中で住まわれていて、その地域の中でどういう立場で本人がおられるのかなと思っていた。複合的な課題を抱えている家族が多く、一機関だけではなかなか対応できない。しょうがいや高齢の方、金銭的に困窮している家庭があり、すぐに解決することはできないこともあると聞いているが、多機関が連携して、重層的支援事業を通し、しょうがいの虐待事案等を話し合う場があるというのは良いなと思います。

座長：ありがとうございました。時間はまだ大丈夫ですが、ご意見等がありますでしょうか。他に意見等がなければ、一旦議事を進めさせていただきます。
続いて、しょうがい者差別解消支援について説明をお願いします。

事務局：しょうがい者差別解消支援について、資料をもとに説明
《内容省略》

座 長：ありがとうございました。相談の流れとケースについての説明がありました。委員の皆様からご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

委 員：不特定の人にサービスを行う事業で、しょうがい者の状況をもって、サービスの提供を拒否すること自体は悲しい出来事である。資料にあるメールの内容は大変腹立たしく、何とか解決してもらいたい。先ほど述べた車椅子の利用者を断られている施設はまだ解決されていない。確信的な差別に対して、対応が弱いのではないかと思うところである。県条例で知事の勧告ができるとなっているが、各都道府県を見ても、知事の勧告まで事案が上がったことはない。現場を見にくるだけでは、底の底にあるような差別に立ち向かっていけないのではないかと思う。

事務局：こういった事案があることを委員の皆さまにも知っていただく機会にもなったのかなと思いますが、県と連携をしながら進めていきたいと思えます。この案件については残念ながら、当事者本人は店には行かないと決めておられるようです。こういう案件がなくなるように啓発等を行っていきます。この事案発生のお店に対して啓発等に行きたいと思えます。

座 長：法律ができた一方で、解決には至っていない事実がある。これからどうすれば解決していくのか。法律ができたからそれで終わりではないと思う。

委 員：最後のもう一歩として、相手に社会的なプレッシャーをかけないといけない。法律を活かすための現実的、決定的な動きが必要である。事業者の名前を公表するなどの方法をしないといけない。その手前で終わってしまっている。

座 長：その通りだと思います。他の委員の皆さまはいかがでしょう。

委 員：なかなか自分から訴えにくかったり、言っではいけないと思うしょうがい者の方がおられるのかなと思います。しょうがい者の方への働きかけなどがあれば教えて欲しい。

事務局：県条例で合理的配慮が義務化となっていました。法律で全国的に義務化となりました。長浜米原しょうがい者自立支援協議会の活動の中でも働きかけを実施しており、当事者を含めた班でも確認をしているのかなと思います。市では、ホームページや広報紙で広く周知を行っていますが、個別の働きかけはしていません。法律で義務化されたことは大きな意義があると思います。働くことを支援する機関等からしょうがい当事者の方へ差別に関する助言を受けて、窓口で相談に来られることも増えたのかなという実感はあります。

座 長：ありがとうございます。他にはいかがでしょう。

委 員：小さいお子さんで病気があり発達に遅れはありますが、看護師のいる保育園へ通園されています。医療的なケアは必要なく、他の子どもと同じように接してもらっても大丈夫と医師より話をされたが、看護師がいないと預かってもらえない。看護師が休みの場合は、保護者でみてもらうようにということで困っておられるケースがあります。園側と話し合いをされているが、解決には至っていない。困っている方がおられるので解決に向けて進むといいなと

感じました。

座 長：ありがとうございます。時間はまだ大丈夫ですが、ご意見やご質問等がありますでしょうか。

～諸事情により委員 1 名退席～

座 長：差別解消の件で他にご意見等なければ、議事を進めさせていただきます。
次第の（２）育ちを支える発達支援「はぐくむ」～長浜市の発達支援について～事務局から説明をお願いします。

事務局：長浜市の発達支援について、資料をもとに説明
《内容省略》

座 長：ありがとうございました。今の説明について何か委員の皆様からご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

委 員：特に症状はないけれども、発達障害の特性があるかもしれないので診断をしてもらえるかという電話相談が多い。症状があれば服薬して治療を進めていくが、症状がなく発達障害の診断をしてほしい場合、診断がつけば、その人の環境の支援を進めていくことが大事なと思う。発達相談があった場合に発達支援センターを紹介させてもらっているが、最初の段階から市が相談窓口となり進めることが本人にとっていいのではないかと思うが、医師の診断も含めて体制はあるのか。

事務局：発達障害やその可能性がある人の現状を踏まえて、令和 2 年に発達支援室を設置しています。医療の前にとという話もありますが、二次的に鬱を発症されている人や発達検査を実施できる状態ではない人など、まずは医療からのアプローチが必要な人も多いです。本人の状態に合わせて医療と連携しながら進めていきたいと思えます。窓口としては設置しています。

委 員：症状がなく発達障害だけを調べて欲しい人の対応もですか。

事務局：発達支援室でもそういった相談が多くあります。心理検査をして診断が必要となった場合は、医療を紹介させていただいています。

座 長：地域によっては、発達検査を受けたいが順番待ちがあるということも聞きますが、そのあたりはいかがでしょうか。

事務局：発達支援室では心理職を 5 名配置しており、これからも増員を検討しているところです。できるだけ待ちのないように相談ができる体制を整えていきたいと思えます。

座 長：どういった人がどちらに連絡した方が良いのか。

委 員：発達障害の疑いがあるかもしれないというので、眠れない、不安感が強いような相談であれ

ば、とりあえずは病院へ来ていただき、医師によっては心理検査をおこない、診断や服薬治療まで進むので、病院へ相談してもらってもよいのかなと思います。

座長：医療ニーズがありそうなら、病院へということかなと思います。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

委員：療育や放課後等デイサービスを利用している子どもが増えてきているとの説明でしたが、療育がいつまで通えないという声を聞くことがある。年度途中のためなのかわかりませんが、定員状況や受入状況などはどういった感じなのか。

事務局：公設の療育では、通所と保育所等訪問で約190人を受け入れています。市内3か所の民間事業所は約75人が通所されています。公設の療育では定員の枠があるため、民間と協力しながら、待機を出さないようにしています。待機してもらうお子さんに対しては、療育体験グループを作り、月1回親子で通所いただき、遊びの場を提供しています。また、公設では年度途中で園へ移行支援を行っています。インクルーシブの考え方から地域で生活できる力をつけていき、その後だんだんと支援を移行する形で考えています。

座長：ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

資料20ページにある青年期・成人期の支援について、19歳以降で相談件数が増えているのは、それまで学校が相談の受け手になっていたのかなと思います。学校卒業後は、相談先が教育から就労や福祉の場面でニーズが増えているのかなと思います。

委員：高校や大学卒業後にしばらくは一般就労をされてきた人の中で、発達障害で手帳を取得している人が窓口に来られることが最近多くなっている。どういった経験をされてきたか話を聞くと、自己表現が上手くできずストレスを抱えて爆発してしまう人、介護事業所へ勤務されていて利用者とのコミュニケーションが取れない人、同時並行にマルチタスクができないことにストレスを抱えて退職した人など様々な事例があります。資料にある19～29歳、30～39歳の相談件数が多いが、その年代からの相談が今思い当たる限りでも何人かいます。障害者職業センターと連携して、実際どのような職業準備性があるのか、どういった能力や特性があるのかを把握してから、どのように支援を進めていけばよいかを考えているところです。

事務局：ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

委員：就学前の段階で、療育、保護者、保育園等と連携しており引継ぎはかなりスムーズにできているかなと思います。放課後等デイサービスを利用している子どももいますが、過ごし方に困っているケースがあり、発達支援室とも協力いただきながら指導をいただいています。基本的なことについて教えていただきたいのですが、計画相談がついておられる人やそうでない人がおられます。計画相談がついていないケースが多くおられますが、計画相談がつく、つかないはどういった段階で決められていくのでしょうか。

事務局：本来であれば計画相談をサービス利用のお子さんにつけて、サービスの利用調整や医師への

相談等を行っていききたいところですが、利用するお子さんが増えてきている状況であります。市で計画相談を持たせていただくように努めていますが、なかにはセルフプランでの利用もおられます。セルフプランが少なくなるように努めている状況です。

座長：計画相談がないことで何か困っていることがありますか。

委員：母親が計画をされ複数のサービスを利用されていますが、サービス事業者と母とのやりとりがうまくいかないケースもある。

座長：しょうがいのサービスを複数利用されていて、連携がうまくできずに困っているという声を耳にするときがある。

委員：保護者の方が定期的に計画相談にお話しをされる中で、困り感を計画相談から聞く機会がある。保護者からの困り感が発信できない人もおられ、把握しきれないこともあるかなと思います。

座長：ありがとうございました。子どもが学校に通っていてそういった状況であるなら、学校に通わなくなった年代の人はますます困り感があるのではと思います。

他に意見があればいかがでしょうか。なければ、議事を進めさせていただきます。

次第の（３）その他につきまして、委員の皆様あるいは事務局から何かありますか。

事務局：事務局からは議事はありません

座長：その他全体を通してご意見、ご質問等はありませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から連絡事項があればお願いします。

（３）その他

事務局：本日の議事についてご意見等あればしょうがい福祉課まで随時お願いします。

次回の会議は、来年２月頃の開催を予定しておりますので、皆さまどうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、市役所の開庁時間について、令和７年１月より長浜市役所の開庁時間及び電話受付時間の変更を試行します。現在は午前８時３０分から午後５時１５分までとなっていますが、１月からは午前９時から午後４時４５分までとなりますのでご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。事務局よりは以上となります。

座長：ありがとうございます。以上で令和６年度第１回長浜市しょうがい福祉推進協議会の議事を終了します。長時間にわたりご意見等いただきありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しします。

事務局：中村座長様ありがとうございました。議事の途中で事務局の不手際等ありまして大変失礼いたしました。それでは閉会にあたりまして、健康福祉部次長 山口よりごあいさつ申し上げます。

4. 閉会あいさつ（健康福祉部次長）

事務局：これで令和6年度 第1回長浜市しょうがい福祉推進協議会を終了します。

皆さま、お気をつけてお帰りください。なお、ピンク表紙の当日資料は机に置いてお帰りください。本日はお疲れ様でした。